

# 平成30年度沖縄県契約審議会答申に対する県の対応方針について

## 資料2

No.	平成30年度答申	対応方針
1	<p>条例の実効性を確保するため、条例の趣旨及び取組方針に掲げた施策については、県全体において浸透を図り、着実にかつスピード感を持って具体的に取り組んでいただきたい。</p>	<p>取組方針策定後、全部局等に対して、取組の着実な実施や新たな取組の検討について積極的に行うよう文書で通知したところです。</p> <p>また、今年度は、条例の趣旨及び取組方針について浸透を図るため、庁内向けの説明会を県内5地域で全8回実施しました。</p> <p>引き続き、各現場へ条例の趣旨や取組の浸透を図るとともに、部局等における取組状況について審議会へ報告しその評価・検証をいただくとともに、審議会の意見を踏まえながら取組の改善・充実を図り、さらに実効性を高めていきたいと考えております。（労働政策課）</p>
2	<p>質の高い公共サービスを担う人材の確保・育成を可能とする労働環境の整備促進は喫緊の課題であり、最低制限価格制度の活用等によりダンピング受注防止を徹底していただきたい。</p>	<p>労働環境の整備促進に関する取組については、庁内向け説明会でも重点的に説明を行ったほか、全部局等に対して文書により、具体的な事例を示しながら実施を促しているところです。（労働政策課）</p> <p>労働集約型である清掃業務委託及び警備業務委託については、管財課においては、ダンピング受注を防止し、品質を確保するとともに、労働者に適正な賃金が支払われるよう配慮するため、財務規則に基づき適正に最低制限価格を設定しております。</p> <p>なお、管財課で発注している清掃及び警備業務の3年間（平成29年度～令和元年度）の平均落札率は90%となっており、設計金額と契約との乖離が大きい状況はありません。今後ともダンピング受注防止対策を徹底して参ります。（管財課）</p>
3	<p>事業者等の適正な利益を確保し労働者の処遇改善を促進するため、業界における経費積算上の実態の把握に努めるとともに、その改善に向け必要な取組を検討していただきたい。</p> <p>※事務局メモ 清掃・警備業務に係る積算上の労務単価と実際の労働者賃金との乖離に関しての御意見</p>	<p>管財課においては、清掃・警備業務の予定価格の積算に当たっては、国土交通省が実態調査をしたうえで定めた「建築保全業務労務単価」を使用するとともに、適正に最低制限価格を設定しています。</p> <p>また、例年業界団体である一般社団法人沖縄ビルメンテナンス協会が各発注機関に建物管理業務委託の入札に関する要請を行っており、その機会に意見交換を行っているところです。</p> <p>今年度は、11月19日に同協会から要請があり、①地元企業への優先指名発注、②適正な予定価格の設定、③品質を軽視したダンピング受注を阻止するため「最低制限価格の引き上げ」、について意見交換を行いました。（管財課）</p>

No.	平成30年度答申	対応方針
4	<p>事業者の成長を促すという視点を持ち、社会的責任を果たそうとする事業者の自主的な活動を評価する新たな取組を検討していただきたい。</p>	<p>取組方針では契約相手方の選定等に当たり、事業者が自主的に行う労働環境の整備促進や社会貢献等に関する取組を評価することにより、社会的責任を果たそうとする事業者を支援することとしております。</p> <p>引き続き、先行事例について情報共有を行い、取組方針に掲げた取組を部局等へ拡げていくとともに、新たな取組については、相手先選定に当たって行う評価の方法等について施策を推進する部局が中心となって検討し、他部局へ取組方法等を提示して実施を促していくこととしております。</p> <p>なお、県契約の相手先選定に当たっての評価においては、透明性及び公平性を確保するため客観的かつ明確な基準等が必要となるほか、競争性を確保するためには入札等の参加者数を一定数確保する必要があり慎重に検討する必要があります。どのような評価基準及び方法が適切かについて、他自治体の事例等を研究しながら引き続き検討していきたいと考えております。</p> <p>(労働政策課)</p>

写

沖 契 審 第 1 号  
平成31年3月20日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県契約審議会  
会長 平敷 徹男



沖縄県の契約に関する条例に基づく取組方針の策定について(答申)

平成30年11月16日付け沖縄県諮問商第1号で諮問のあったみだしのことについては、下記のとおりお答えします。

#### 記

「沖縄県の契約に関する取組方針（案）」については、審議の結果、適当であると認めます。

なお、取組方針に基づく施策の推進や新たな取組の検討に当たっては、以下の事項について十分配慮されることを要望します。

- 1 条例の実効性を確保するため、条例の趣旨及び取組方針に掲げた施策については、県全体において浸透を図り、着実にかつスピード感を持って具体的に取り組んでいただきたい。
- 2 質の高い公共サービスを担う人材の確保・育成を可能とする労働環境の整備促進は喫緊の課題であり、最低制限価格制度の活用等によりダンピング受注防止を徹底していただきたい。
- 3 事業者等の適正な利益を確保し労働者の処遇改善を促進するため、業界における経費積算上の実態の把握に努めるとともに、その改善に向け必要な取組を検討していただきたい。
- 4 事業者の成長を促すという視点を持ち、社会的責任を果たそうとする事業者の自主的な活動を評価する新たな取組を検討していただきたい。